

**「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」  
企画提案書作成要領**

企画提案書の作成要領は以下に示すとおりとします。

**1 企画提案書の内容**

仕様書に定める本業務を遂行するにあたり、以下の「記載項目」について、2留意事項を踏まえ、ご記入下さい。

記載項目（「審査基準」も参考にしてください。）	
①基本方針	本業務を遂行するに当たっての基本方針について記載してください。 ・平成28年度に新計画を策定することを見据え、今後、伝統産業が活性化するための方向性についても触れてください。
②実施方法	仕様書の「3 業務の内容」に定める本業務の実施方法について記載してください。 ・具体的な企画・調査の内容を記載してください。
③実施体制	本業務を遂行する体制（組織・人員の配置等）について記載してください。

**2 留意事項**

- (1) 企画提案書は別紙「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき提案してください。
- (2) 様式・記入方法
  - ア 様式は任意ですが、原則的にA4サイズとして下さい。
  - イ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、記載項目①～③の項目ごとに作成してください。
  - ウ 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容として下さい。
- (3) 企画提案書は自らが必ず実現できる範囲での提案内容を記載することとしてください。  
企画提案書に必要な記載項目が記載されていない場合、もしくは提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合は失格とします。

**3 その他**

- (1) 提案書及び添付資料に係る作成経費等は応募者の負担とします。
- (2) 提案書及び添付資料は返却しません。
- (3) 提出期間、提出場所については「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」応募要領のとおりとします。